

広報ししま

◎休日の診療テレホンセンター
☎ 982-5183
◎休日の歯科診療
☎ 946-0003
◎胃の検診は一年を通して実施
しています。
詳細は保健係☎2531へ。

基本計画草案中間報告 ⑤

うるおいのあるまち(都市整備)草案の概要

ご意見、ご要望をお寄せください

豊島区基本
構想審議会

はじめに

豊島区基本構想審議会(会長・川名吉衛門)では、昨年5月から二つの専門部会(第1部会・第2部会)を設けて、「基本構想」を実現するための「基本計画」の策定を進めています。

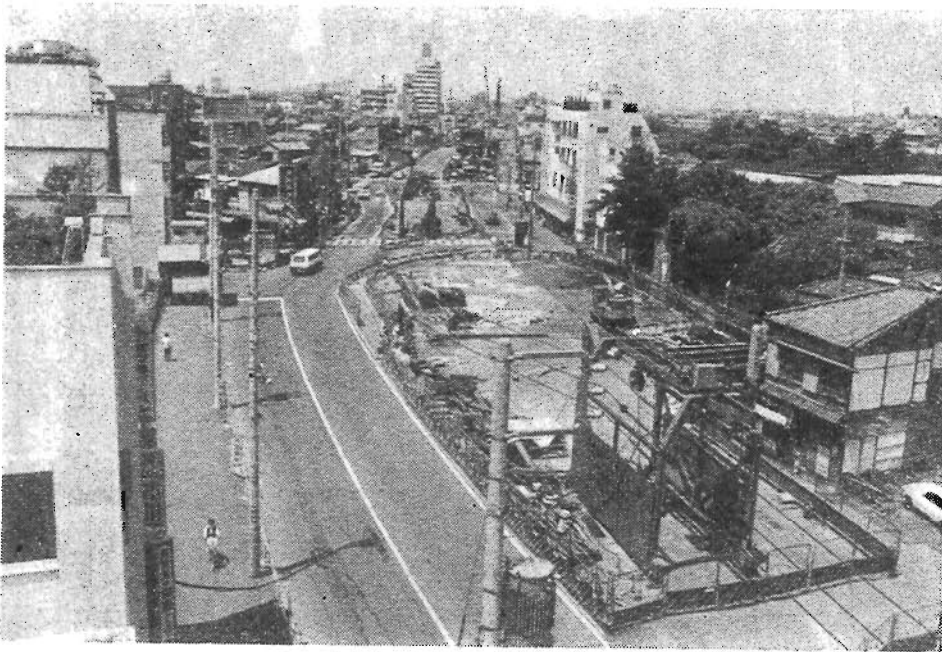
すでに、専門部会から「文化・教育」、「地域経済」、「福祉・保健」および「防災対策」に関する計画について中間報告が行われ、その概要についてお知らせしました。去る5月17日、第19回審議会が

開催され、第1部会(部会長・向山巖・武蔵大学教授)から「コミュニティ」および「行財政」に関する計画について、また、第2部会(部会長・川名吉衛門・日本女子大学教授)から「都市整備」および「副都心」に関する計画について、それぞれの草案が報告されました。

I 市街地の整備

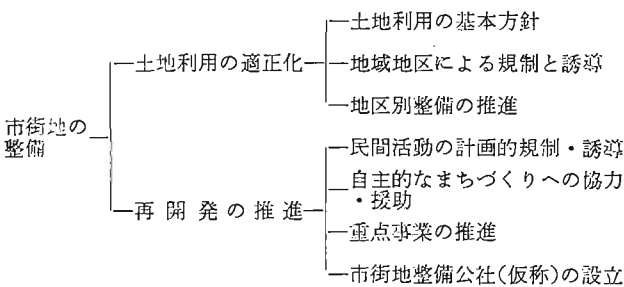
計画目標

- (1) 土地利用の適正化
(土地利用の基本方針)
① 副都心地域と周辺地域との調和をはかるため、副都心地域を画定して、相互の緩衝ゾーンを設定して整備をはかる。
- (2) 副都心地域は、不燃化をはかるとともに、土地の有効利用を促進する。
- (3) 住宅地域は、良好住宅地においては保全をはかり、過密住宅地においては多様な手法によって、居住環境の改良をはかる。
- (4) 区内に立地する鉄道の駅周辺地区は、地域の核としての整備につとめる。
- (5) 地域特性に対応した地区別の整備を推進するとともに、みどりと広場の拡大につとめる。



- (1) 用途地域等により土地利用の適正化を促進する
- (2) 都市防災不燃化促進事業等の実施に合わせて防火地域を拡大し、地域の不燃化を促進する。
- (3) 商業地域等において住民意向を勘案しつつ高度利用地区・特定街区等を指定し、土地の合理的かつ健全な高度利用

施策の体系



る等現行開発許可制度を拡充強化するよう国、都に要請する。

- ② 有効なオープンスペースを確保するなど、地域環境改善に役立つ再開発を誘導するための制度の拡充につとめる。
- ③ 住民意向を踏まえ、地域特性に応じた再開発を積極的に推進するための執行体制を整備する。
- (自主的なまちづくりへの協力・援助)
- ① まちづくりに関する住民意識の高揚をはかるため、コンサルタントを派遣してまちづくり講習会を開催する。
- ② 自主的なまちづくりをすすめる団体に対して、まちづくり構想、計画の策定に関する助成を行う。
- ③ 区民が協働してまちづくりを行うために有効な協定等の締結を積極的に奨励する。
- (重点事業の推進)
- ① 拠点整備をはかることによって土地の合理的かつ健全な高度利用と民間再開発誘導の

核とするため、池袋西口地区・東池袋5丁目地区再開発等の事業化を推進する。

(市街地整備公社(仮称))の設立)

- ① 先行的・計画的に公有地を拡大して、長期的視点に立った都市整備事業を推進するため、財源の調達を含め、市街地整備公社(仮称)を新たに設立する。

II 居住環境の整備

計画目標

- (1) 住環境の保全・改良
(良好住宅地の保全)
① 地域住民が締結する「まちづくり協定」「緑化協定」等による自主的なまちづくり活動を推進し、良好な居住環境の維持保全をはかる。
 - ② 既存の良好な住宅地を保全するとともに、ミニ開発等による無秩序な宅地開発と細分化を防止するため、地区計画の指定、宅地開発指針要綱の制定等により安全、かつ、良好な宅地開発の推進につとめる。
 - (過密住宅地の改良)
① 地域住民の積極的な参加と協力のもとに、過密住宅地区
- 更新事業等の再開発手法を用いて、細街路や小公園などの整備を行い、居住環境の向上をはかる。
- ② 建築物の更新にあたって、空地・オープンスペースの確保など居住環境の改善に寄与する共同建築化、不燃建築化が積極的に進められるよう指導を強化するとともに、助成・融資・税の減免などの優遇措置を一層拡充するよう都や国に要請する。
 - (良好な都市住宅の確保)
① 老朽した木造賃貸住宅については、融資、助成、指導など効果的規制、誘導策により、建替等を促進し、良好な住宅への改善につとめる。特に木造賃貸(2ページ)へ続く。

計画事業

目 標	現況	計画事業量
コンサルタントを派遣し、まちづくり講習会を開催する。	延べ 100回	延べ 100回
自主的なまちづくりをすすめる団体に対して整備計画作成費を補助する。	延べ 30回	延べ 30回
一件の申請に對して三回まで派遣する。	100件 × 3回	100件 × 3回
自主的なまちづくりをすすめる団体に対して整備計画作成費を補助する。	5件 × 10年	5件 × 10年



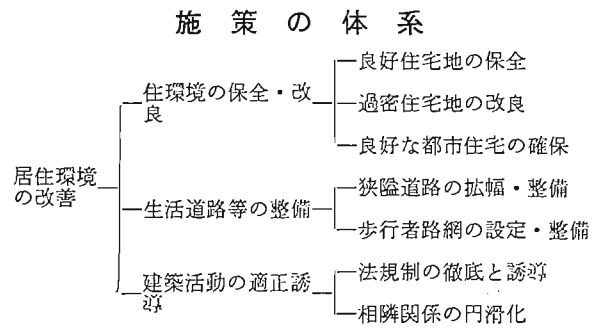
区民 1 人当り 2.0 m² を目標に整備

- ③ 都市公園を補完する児童遊園
- ② 都市公園の整備を推進し、公園面積の拡大と適正配置につとめる。
- ① 公園、児童遊園の将来計画目標を、区民一人当り 2.0 m² (50 万 m²) とし、極力その実現につとめる。

Ⅲ みどりと広場の拡充

計画目標

- (1) 公園、児童遊園の整備
 - ① 公園、児童遊園の将来計画目標を、区民一人当り 2.0 m² (50 万 m²) とし、極力その実現につとめる。
 - ② 都市公園の整備を推進し、公園面積の拡大と適正配置につとめる。
 - ③ 都市公園を補完する児童遊園
- (2) 都市計画公園(千早、椎名町公園)の早期実現がはかられるよう都に要請する。
- (3) 副都心地区と居住地区との接点に位置する一部の公用施設については、その移転を園に要請し、跡地の公園化を推進する。
- (4) 雑司が谷、染井霊園の公園化を都に要請し、その実現につとめる。
- (5) 目白駅等の駅周辺整備の一環として、国鉄用地等の公園化につとめる。
- (6) 地域緑化の推進
 - ① 道路の緑化をはかり、公園、史跡等をつなぐみどりのネットワーク化を推進する。
 - ② 歩道幅員 2.25 m 以上の道路に街路樹の植栽をはかり、歩道幅員 3.5 m 以上の道路には植樹帯を設け、道路の緑化を推進する。
 - ③ 放射 36 号の計画にならない、都市計画幹線道路の築造の際には、可能な限り歩道幅員を広くするとともに樹木の植栽をはかる。
 - (緑道の整備)
 - ④ 谷端川覆蓋地の整備をはかり、『親しみのもてる水とみどりのみち空間』を確保する。
- (7) 民間施設の緑化
 - ① みどりの大切さを説き、個人あるいは企業者が自らのた



住宅の集中している地区については、木造賃貸住宅地区総合整備事業制度の積極的導入をはかる。

③ 老朽住宅の密集する地区について、住環境整備モデル事業等の適用をはかることによる指導する。

- (1) 区内に存するすべての狭隘道路を道路種別、機能性、安全性、地域特性等により数種に類型区分し、各種別ごとに整備方針を策定する。
- (2) 公道などで拡幅が必要な道路については、現行法令上の指導を一層徹底するとともに、前記「整備方針」に基づき、面的整備手法その他により、重点的かつ段階的に拡幅を推進する。
- (3) 歩行者専用路の設定・整備
 - ① 歩行者専用路の設定・整備
 - ② 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導(法規制の徹底と誘導)
 - ③ 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
 - ④ 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導
- (4) 歩行者路、緑道、車道の機能をそなえ、かつ、調和のとれたオープンスペースとして、人車融合型のコミュニティ道路等の建設につとめる。
- (5) 歩行者路、緑道等の整備と合わせて、片道 1~1.5 km 程度の回帰式マラソンコースの併設につとめる。なお、具体化にあたっては、公園その他のオープンスペースも含めて、変化に富んだコース設定につとめる。
- (6) 建築活動の適正誘導(法規制の徹底と誘導)
- (7) 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
- (8) 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導

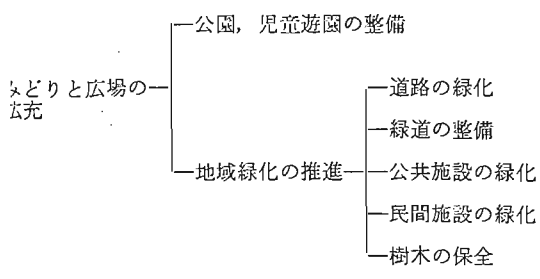
計画事業

(1) 私道実態調査

目 標	現 況	計 画
幅員 1.5 m 以上の全私道	本数 1,000 本 延長 10,000 m	本数 1,000 本 延長 10,000 m

- (1) 壁面線の指定など、現行法令上の各種の手法を用いて、良好な市街地と健全な建築物を形成するようにつとめる。
- (2) 歩行者路、緑道、車道の機能をそなえ、かつ、調和のとれたオープンスペースとして、人車融合型のコミュニティ道路等の建設につとめる。
- (3) 歩行者路、緑道等の整備と合わせて、片道 1~1.5 km 程度の回帰式マラソンコースの併設につとめる。なお、具体化にあたっては、公園その他のオープンスペースも含めて、変化に富んだコース設定につとめる。
- (4) 建築活動の適正誘導(法規制の徹底と誘導)
- (5) 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
- (6) 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導

施策の体系



- (1) 公共施設緑化
 - ① 新たに開設する公共施設については、可能な限り緑地面積を確保するようにつとめるとともに、既存の公共施設についても関係機関に要請し、緑化につとめる。
 - (民間施設の緑化)
 - ② みどりの大切さを説き、個人あるいは企業者が自らのた
- (2) 沿線住民の利便と鉄道網のネットワーク化をはかるため、地下鉄 12 号線(分岐線を含む)の建設の促進を都に要請する。
- (3) 駒込駅周辺地区から郊外と都心部を結ぶ地下鉄 7 号線の建設実現を関係機関に要請する。
- (4) 都電荒川線の存続に伴う施設の整備・拡充を都に要請する。
- (5) バス路線の充実
 - ① 池袋駅西口地区の駅街路 5 号を拡幅し、駅前集散しているバスの集約化をはかる。
 - ② バス交番の安全対策とし

- (1) 公共施設緑化
 - ① 新たに開設する公共施設については、可能な限り緑地面積を確保するようにつとめるとともに、既存の公共施設についても関係機関に要請し、緑化につとめる。
 - (民間施設の緑化)
 - ② みどりの大切さを説き、個人あるいは企業者が自らのた
- (2) 沿線住民の利便と鉄道網のネットワーク化をはかるため、地下鉄 12 号線(分岐線を含む)の建設の促進を都に要請する。
- (3) 駒込駅周辺地区から郊外と都心部を結ぶ地下鉄 7 号線の建設実現を関係機関に要請する。
- (4) 都電荒川線の存続に伴う施設の整備・拡充を都に要請する。
- (5) バス路線の充実
 - ① 池袋駅西口地区の駅街路 5 号を拡幅し、駅前集散しているバスの集約化をはかる。
 - ② バス交番の安全対策とし

- (1) 壁面線の指定など、現行法令上の各種の手法を用いて、良好な市街地と健全な建築物を形成するようにつとめる。
- (2) 歩行者路、緑道、車道の機能をそなえ、かつ、調和のとれたオープンスペースとして、人車融合型のコミュニティ道路等の建設につとめる。
- (3) 歩行者路、緑道等の整備と合わせて、片道 1~1.5 km 程度の回帰式マラソンコースの併設につとめる。なお、具体化にあたっては、公園その他のオープンスペースも含めて、変化に富んだコース設定につとめる。
- (4) 建築活動の適正誘導(法規制の徹底と誘導)
- (5) 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
- (6) 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導

Ⅳ 交通体系の整備

計画目標

- (1) 公共施設緑化
 - ① 新たに開設する公共施設については、可能な限り緑地面積を確保するようにつとめるとともに、既存の公共施設についても関係機関に要請し、緑化につとめる。
 - (民間施設の緑化)
 - ② みどりの大切さを説き、個人あるいは企業者が自らのた
- (2) 沿線住民の利便と鉄道網のネットワーク化をはかるため、地下鉄 12 号線(分岐線を含む)の建設の促進を都に要請する。
- (3) 駒込駅周辺地区から郊外と都心部を結ぶ地下鉄 7 号線の建設実現を関係機関に要請する。
- (4) 都電荒川線の存続に伴う施設の整備・拡充を都に要請する。
- (5) バス路線の充実
 - ① 池袋駅西口地区の駅街路 5 号を拡幅し、駅前集散しているバスの集約化をはかる。
 - ② バス交番の安全対策とし

- (1) 壁面線の指定など、現行法令上の各種の手法を用いて、良好な市街地と健全な建築物を形成するようにつとめる。
- (2) 歩行者路、緑道、車道の機能をそなえ、かつ、調和のとれたオープンスペースとして、人車融合型のコミュニティ道路等の建設につとめる。
- (3) 歩行者路、緑道等の整備と合わせて、片道 1~1.5 km 程度の回帰式マラソンコースの併設につとめる。なお、具体化にあたっては、公園その他のオープンスペースも含めて、変化に富んだコース設定につとめる。
- (4) 建築活動の適正誘導(法規制の徹底と誘導)
- (5) 市街地における建築活動の適正化を推進するため、現行の都市計画法、建築基準法等関係法令上の規制と指導を一層強化する。
- (6) 総合設計制度、建築協定、建築活動の適正誘導

(2) 地域緑化の推進(道路の緑化・緑道の整備)

種別	目 標	現 況	計 画
街路樹	10,000 本	10,000 本	10,000 本
植樹帯	10,000 m	10,000 m	10,000 m
計	10,000	10,000	10,000

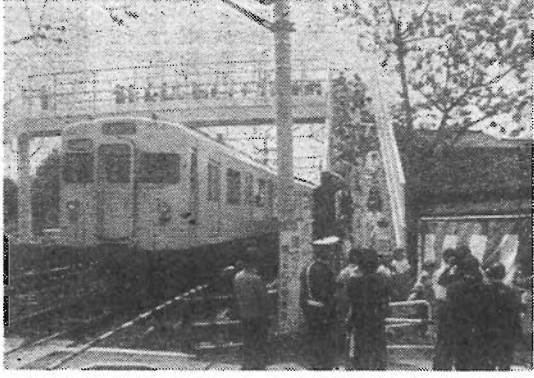
(1) 公園、児童遊園整備

目 標	現 況	計 画
15,000 m ²	15,000 m ²	15,000 m ²
20,000 m ²	20,000 m ²	20,000 m ²
25,000 m ²	25,000 m ²	25,000 m ²

- (1) 踏切遮断時の不便さを解消するために当面の対策として、建設可能な踏切道において、歩行者用立体横断施設の設置を検討する。
- (2) 踏切道上の交通事故防止のため、鉄道事業者と調整をはかりながら踏切道構造改良および保安設備整備を推進する。
- (3) 踏切・橋梁対策
 - ① 踏切遮断時の不便さを解消するために当面の対策として、建設可能な踏切道において、歩行者用立体横断施設の設置を検討する。
 - ② 踏切道上の交通事故防止のため、鉄道事業者と調整をはかりながら踏切道構造改良および保安設備整備を推進する。
- (4) 橋梁の整備
 - ① 山手線上の跨線橋は、自動車荷重の変化および防災対策上からの十分な安全性の確保のために改修工事を推進する。
 - ② 池袋駅構内の整備について

開かずの踏切に横断橋

朝夕のラッシュ時に「開かずの踏切」となっていた東上線11号踏切(下板橋・北池袋間)に横断歩道橋が完成、5月4日(火)に開通式が行われました。



晴天に恵まれた5月23日(日)、長崎中学校校庭で大運動会が開かれました。町会対抗のリレーや防災レース、どじょうつかみなど、楽しさいっぱいで、コミュニティづくりに一役買ったようです。



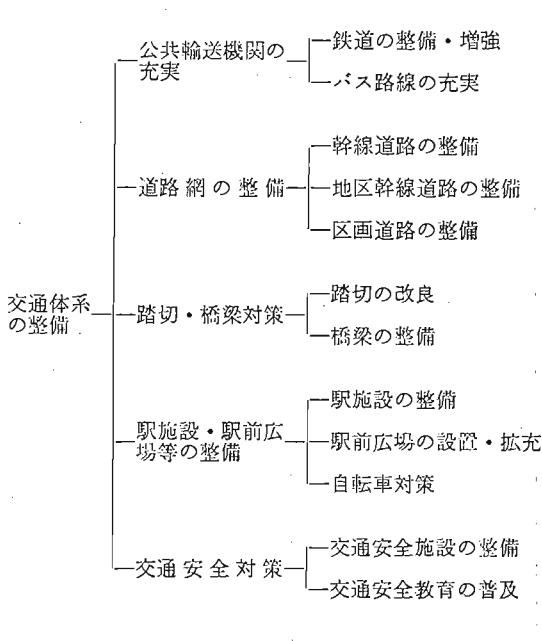
第7地区で大運動会



水泳でぜん息を吹き飛ばせ!

英明体育館温水プールで、公害病(ぜん息)児童80名を対象に水泳教室が開かれています。この教室は今年で2年目。バタ足や腹式呼吸の練習に、子供たちは大はしゃぎでした。

施策の体系



は、関係機関に左記のとおり要請する。

(7) 通勤新線や赤羽線の輸送力増強、地下鉄8号線等の増強による乗降客の増加に対応したラッチ内・外コンコースの拡充

(8) 地下コンコースの容量不足を補完し、災害時にも有効に機能する国鉄線路上部の東西を結ぶ広場デッキの建設

(9) 防災性能、利便性の向上をはかるため、東西出入口の拡幅と増設

(10) 池袋駅東口駅前広場および駅街路1号・3号から通過交通を排除して、歩行者空間を確保するとともに南口新設に伴う駅前広場の設置をはかるため、環状5の1号の望ましいあり方を含め東口周辺の道路体系について都に検討を要請する。

(11) 池袋駅西口駅前広場は、バスストップの集約、総合芸術文化施設の建設、国鉄用地の再開発等に対応して周辺街区を整備して拡大をはかる。

(12) 大塚駅の駅前広場については、駅舎の改築に対応して、南北一体化した駅前広場になるよう関係機関に要請する。

(13) 目白駅の駅前広場造成については、駅舎改築を含めた周辺整備とともに推進する。そのため、山手線掘削部の人工地盤の造成、貨物跡地の利用を関係機関に要請する。

(14) その他の駅についても、駅舎の改造とともに、既存用地の有効利用により、地域核にふさわしい駅前広場の整備を関係機関に要請する。

① 自転車については、近距離の交通手段ばかりでなく、種々の有用な側面に着目し、積極的に評価の上、関係機関

(1) 大気汚染の防止 (自動車対策)

① 技術的検討によって得られた対策を提示し、区民の理解と協力を得、その世論を背景

V 公害からの防衛

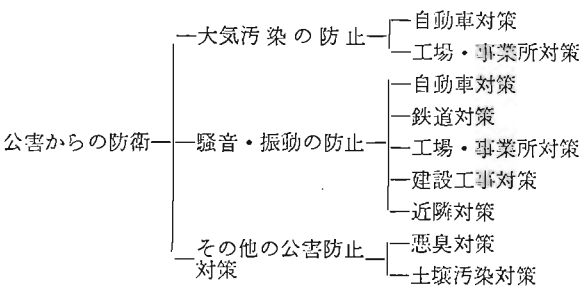
計画目標

① 大気汚染の防止 (自動車対策)

② 地域暖冷房化により、ビル集合地域の汚染物質の排出量の減少をはかる。

③ 良質燃料への転換指導により、汚染物質排出量の減少をはかる。

施策の体系



② 踏切の改良

踏切道構造改良(東武西武鉄道)	七か所	一〇か所
踏切道保安設備(都交)	一か所	八か所
(都交通局)		(都交通局)

(1) 区道の整備

区道の舗装	現況	計画
歩道の整備	九,000m	三〇,000m
		五,000m

(2) 踏切の改良

踏切道構造改良(東武西武鉄道)	七か所	一〇か所
踏切道保安設備(都交)	一か所	八か所
(都交通局)		(都交通局)

(3) 橋梁の整備

橋名	架設年月日	規格
堀の内	昭和四年	橋長 六六m
宮下橋	大正十四年	橋長 二二m
栄橋	大正十四年	橋長 二二m
江戸橋	大正十四年	橋長 二二m
宮仲橋	大正十三年	橋長 二二m
宮仲橋	大正十三年	橋長 二二m

(4) 自転車対策

目標	現況	計画
自転車駐車の整備	二,000台	二,000台
	相当	相当

① 地域暖冷房化により、ビル集合地域の汚染物質の排出量の減少をはかる。

② 良質燃料への転換指導により、汚染物質排出量の減少をはかる。

(工場・事業所対策)

① 地域暖冷房化により、ビル集合地域の汚染物質の排出量の減少をはかる。

② 騒音・振動の防止 (自動車対策)

① 技術的検討によって得られた対策を提示し、区民の理解と協力を得、その世論を背景として、都・国などに働きかけ、幹線道路沿いの夜間の騒音を50〜55ホン(首都高速道路沿いでは60ホン)以下に抑制する。

② 技術的検討と監視測定によって得られた結果を道路管理者に通知し、道路舗装が良好な状態のときに生じる振動レベルの維持につとめる。(鉄道対策)

① 実態調査と監視測定の結果をもとに鉄道事業者を指導し、可能な限り防音・防振対策をとった状態のときの騒音・振動レベルの維持につとめる。(工場・事業所対策)

① 実態調査を行い、防音・防振対策を検討、指導し、工場・事業所からの騒音・振動による苦情が発生する状況をとりのぞくようつとめる。(建設工事対策)

① 建設業者に対する指導を充実強化し、建設工事による苦情が発生する状況をとりぞくようつとめる。

② 夜間および休日における道路等の建設工事に対しては、関係機関と調整し、可能な限りその規制につとめる。(近隣対策)

① 広報等による指導を充実強化し、近隣からの騒音・振動による苦情が発生する状況をとりぞくようつとめる。

(悪臭対策)

① 実態調査を行い、悪臭処理装置、建物の改善等の対策を検討、指導し、工場・事業所からの悪臭を規制基準以内に抑制する。

② 下水道局等関係機関と協同で発生源をつきとめ、対策を検討、指導し、下水管渠からの悪臭をなくすようつとめる。(土壌汚染対策)

① 汚染するおそれのある工場・事業所の監視と指導を強化し、土壌汚染をなくすようつとめる。

ご意見、ご要望をお待ちしています

① ご意見等をお出しになるときは、料金受取人私になつて「広聴はがき」をご利用ください。

② この「広聴はがき」は、企画部広報課、各出張所の窓口にて備えてあります。

③ 整理の都合上、昭和57年7月15日までにお出しください。お問い合わせは、企画部企画課 21111へどうぞ。

地方税法が一部改正されました

地方税法等の一部を改正する法律が、昭和57年3月31日に公布されました。改正事項は、昭和57年度から適用するものと、昭和58年度から適用するものとがあります。それらのうち、主なものをお知らせします。

昭和57年度から適用するもの

特別区民税・都民税
 ◇控除対象配偶者等の所得要件の緩和
 配偶者控除または扶養控除の対象となる配偶者や扶養親族の給与所得等に係る所得限度額が、20万円（給与収入額70万円）から29万円（同79万円）に引き上げられました。

昭和58年度から適用するもの

課税になりました（57年度限り）。
 ◇均等割額の非課税限度額の引き上げ
 前年中の所得が、控除対象配偶者および扶養親族の数を一を加えた数に25万円を乗じた額以下の人、均等割額が非課税になりました。
 ◇寡夫控除の新設
 次の4つの条件を満たしている人に、21万円の控除が適用されることになりました。
 ①妻と死別、離婚または妻の生死が明らかでない人
 ②前年の所得金額が29万円以下の同一生計の子がある人
 ③前年の所得金額が300万円以下の寡夫控除の対象者でない人

前年中の所得が、控除対象配偶者および扶養親族の数を一を加えた数に27万円を乗じて得た額と控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には加算される9万円との合計額以下の人、所得割額が非課税になりました。
 ④妻と死別、離婚または妻の生死が明らかでない人
 ⑤前年の所得金額が29万円以下の同一生計の子がある人
 ⑥前年の所得金額が300万円以下の寡夫控除の対象者でない人

地方税法改正一覧

昭和57年度適用分

項目	改正後	改正前
1. 控除対象配偶者または扶養親族の所得要件 (1)給与所得等のみの場合 (2)給与所得等以外の所得のみの場合 (3)給与所得等と給与所得等以外の所得の双方がある場合	前年中の合計所得金額が29万円以下(給与収入額79万円以下) 10万円以下 給与所得等の $\frac{10}{29}$ と給与所得等以外の所得との合計額が10万円以下	前年中の合計所得金額が20万円以下(給与収入額70万円以下) 10万円以下 給与所得等の $\frac{1}{2}$ と給与所得等以外の所得との合計額が10万円以下
2. 所得割額非課税限度額(昭和57年度限り)	(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)×27万円+9万円以下(単身者は27万円以下(従来どおり))	(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)×27万円以下
3. 均等割額非課税限度額	(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)×25万円以下	(控除対象配偶者+扶養親族の数+1)×23万円以下
4. 寡夫控除(新設) 次の4つの条件を満たしている人 (1)妻と死別、離婚または妻の生死が明らかでない人 (2)前年の所得金額が29万円以下の同一生計の子がある人 (3)前年の所得金額が300万円以下の人 (4)老年者控除の対象者でない人	控除額 21万円	控除額
5. 雑損控除 (1)前年の損失の金額のうち災害関連支出の金額がない場合または5万円以下の場合 (2)前年の損失の金額のうち5万円を超える災害関連支出の金額がある場合 (3)前年の損失の金額がすべて災害関連支出の金額である場合	控除額 損失の金額-所得金額× $\frac{1}{10}$ ①損失の金額-5万円超の災害関連支出の金額 ②所得金額× $\frac{1}{10}$ ③損失の金額-一次の低い金額 ④5万円 ⑤所得金額× $\frac{1}{10}$	控除額 損失の金額-所得金額× $\frac{1}{10}$
6. みなし法人課税 (1)みなし法人税割相当所得割の税率 (2)みなし法人税割相当所得の税率 (3)みなし配当所得額の配当割合 (4)過大報酬額に係る法人税割相当所得の税率	税率 12.3% 5.0% みなし法人所得額 税率 800万円以下 25.6% 800万円超 36.7% みなし法人所得額 配当割合 800万円以下 70% 800万円超 57% 過大報酬額 税率 800万円以下 30% 800万円超 42%	税率 12.1% 5.2% みなし法人所得額 税率 700万円以下 23.9% 700万円超 34.1% みなし法人所得額 配当割合 700万円以下 72% 700万円超 60% 過大報酬額 税率 700万円以下 28% 700万円超 40%
7. ガス税の免税点(昭和57年6月1日以降適用)	1.2万円	1万円

特別区民税

昭44年1月1日を基準とする現行の長期・短期の区分は、譲渡のあった年の1月1日において所定期間が10年を超えるか否かにより長期・短期の区分をする方式に変更されました。

都民税

昭和57年度の特別区民税・都民税(一般に住民税とも言われています)の普通徴収分の納税通知書を6月10日までに郵送します。

報奨金制度を

特別区民税・都民税(普通徴収)を一度に全期分納付されますと、その場で(郵便局を除く)、納付した日に応じて、報奨金が交付されます。この場合、税額から報奨金額を差し引いた額を納付することになります。

「ウェディング豊島」をご利用ください

区民の皆さんに長い間親しまれてきた振興会館の名称が、6月1日から「区民センター結婚式場(愛称「ウェディング豊島」)に変わりました。

口座振替納税のおすすめ

銀行・信用金庫等の金融機関が、納税者に代わって納期(6・8・10・1月の末日)ごとに、指定の預金口座から振替納税を行い、領収証書をお手元に送付する制度です。

既判案内

『地図編上』 品切れ
 『地図編下』 品切れ
 『資料編一』 品切れ
 『資料編二』 3000円
 『資料編三』 2500円
 『資料編四』 5000円
 『通史編一』 3500円

「豊島区史 年表編」

この「豊島区史年表編」は、原始・古代から1975年(昭和50年)までの区関連事項に参考事項を併記してあり、出典や主要事項・人名などの索引も収録して、利用しやすい工夫がこらされています。

「ウェディング豊島」を

「ウェディング豊島」を
 ご利用ください

「ウェディング豊島」を

「ウェディング豊島」を
 ご利用ください

「ウェディング豊島」を

「ウェディング豊島」を
 ご利用ください



昭44年1月1日を基準とする現行の長期・短期の区分は、譲渡のあった年の1月1日において所定期間が10年を超えるか否かにより長期・短期の区分をする方式に変更されました。

昭和57年度の特別区民税・都民税(一般に住民税とも言われています)の普通徴収分の納税通知書を6月10日までに郵送します。

この住民税は、3月15日までに申告され、あるいは勤務先等から報告のあった昭和56年中の所得に對して課税したものです。

したがって、その年の所得に課税される所得税(国税)とは異なり、会社などを退職され、現在無職の人でも、前年所得がある場合は課税されます。

会社等に勤務され、住民税を特別徴収されている人は、毎年6月分の給料を第1回とし、翌年の5月分の給料まで、12回にわたり税を納めていただいています。

今年の3月末日で退職された人は、昭和56年度の住民税のうち、4月分と5月分が未納になります。退職時に一括納入すれば完納となります。未納の場合には、過年度分として納税通知書を郵送します。また、今年の6月から来年の5月までの徴収予定であった昭和57年度の住民税は、特別徴収ができなくなったために、普通徴収に切りかえて納税通知書を郵送します。

特別区民税
 昭44年1月1日を基準とする現行の長期・短期の区分は、譲渡のあった年の1月1日において所定期間が10年を超えるか否かにより長期・短期の区分をする方式に変更されました。

都民税
 昭和57年度の特別区民税・都民税(一般に住民税とも言われています)の普通徴収分の納税通知書を6月10日までに郵送します。

報奨金制度を
 特別区民税・都民税(普通徴収)を一度に全期分納付されますと、その場で(郵便局を除く)、納付した日に応じて、報奨金が交付されます。この場合、税額から報奨金額を差し引いた額を納付することになります。

「ウェディング豊島」をご利用ください
 区民の皆さんに長い間親しまれてきた振興会館の名称が、6月1日から「区民センター結婚式場(愛称「ウェディング豊島」)に変わりました。

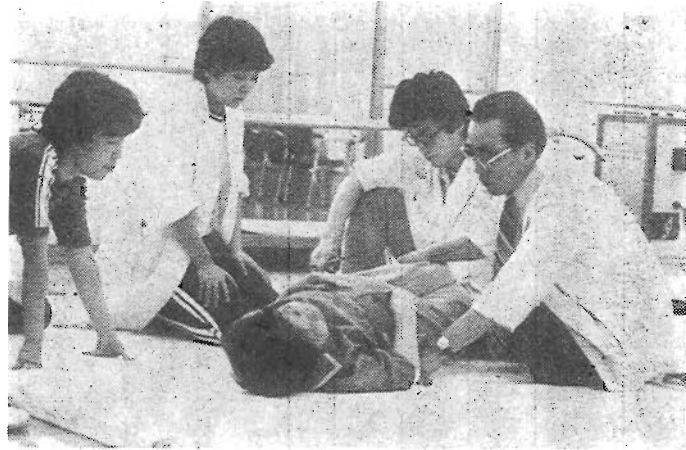
口座振替納税のおすすめ
 銀行・信用金庫等の金融機関が、納税者に代わって納期(6・8・10・1月の末日)ごとに、指定の預金口座から振替納税を行い、領収証書をお手元に送付する制度です。

既判案内
 『地図編上』 品切れ
 『地図編下』 品切れ
 『資料編一』 品切れ
 『資料編二』 3000円
 『資料編三』 2500円
 『資料編四』 5000円
 『通史編一』 3500円

「豊島区史 年表編」
 この「豊島区史年表編」は、原始・古代から1975年(昭和50年)までの区関連事項に参考事項を併記してあり、出典や主要事項・人名などの索引も収録して、利用しやすい工夫がこらされています。

「ウェディング豊島」をご利用ください
 「ウェディング豊島」を
 ご利用ください

6月から 新規事業スタート 障害者対策さらに充実



心身障害者福祉センターでの機能回復訓練

心身障害者福祉 センターの事業

障害者のための 各種訓練を 行っています

4月1日からオープンした心身障害者福祉センターでは、すでに

受付、相談業務などの事業を始め
ておりますが、6月からは、各種
訓練事業を、本格的に実施するこ
とになりました。

ご希望の方は、電話でも結構で
すからぜひご相談ください。

◇母子訓練：心身に障害のある乳
幼児とその母親を対象に、療育指
導、小集団への参加の訓練を行
います。

水泳シーズンは 水の事故をなくしましょう

泳ぎに行く前に

◇目、耳、鼻、のど等に病気のあ
る人や、発熱、下痢、外傷のある
人は、泳がないようにしましょう。

◇病後の人は、必ず医師に相談し
ましょう。

◇健康な人でも、空腹時や食事の
直後には、できるだけ泳がないよ
うにしましょう。

◇水に入る前に

▽水着は清潔なものを使用し、水
に入る前に用便をすませ、必ず準
備体操を十分にしましょう。

▽シャワーで身体の汚れをよく洗
い落し、腰洗槽で消毒をし、水に身

体をならしてから入りましょう。

◇エチケットを守りましょう

▽プールの中ではなをかんだり、
つばをはかないようにしましょう。

▽水泳の途中で用便に行つたとき
は、手足を洗い、腰洗槽でよく消
毒してから水に入りましょう。

▽プールやプールのサイドに、他人
に危害を及ぼすおそれのあるもの
を持ちこまないようにしましょう。

◇水泳をしたときは

▽水泳中は身体が冷えるので、長
時間水に入らないようにし、適時
に水から出て休けいするようにし
ましょう。

▽日時・内容

◇機能回復訓練：心身障害者を対
象として、機能回復訓練を行い、
残存機能の維持、向上を図りま
す。

◇作業訓練：心身障害者に対して
簡易な作業を通し、日常生活にお
ける適応力の向上を図ります。

※これらの各種訓練に関しては、
福祉指導、保母、理学・作業療法
士、医師、看護婦等の職員があた
ります。

▽詳細：心身障害者福祉センター
(目白5の18の8) ☎931-2811

福祉講演会を 開催します

▽テーマ
「これからの福祉と
障害者の役割」

▽講師：毎日新聞編集委員
坂巻 照氏

▽日時：6月17日(木)午後1時
30分～3時30分

▽会場：心身障害者福祉センター

福祉課の事業

精神薄弱者のために 短期通勤寮制度開始

豊島区では、6月1日から、保
護者や家族の病氣などにより、通

▽必ずきれいな水で目を洗い、う
がいをし、シャワーで身体を洗
って、軽い運動をしましょう。

▽水泳によって感染しやすい病氣
には、目、耳、鼻、皮膚に症状が
現われるものが多いので、身体に
変調が生じたら、すぐ医師に診察
してもらいましょう。

栄養士のための 技術講習を開きます

地域における健康づくりに栄養
士の果たす役割が大きくなっていま
す。技術向上に役立てていただく
ために、ぜひご参加ください。

▽参加資格：区内在住・在勤の栄
養士

▽日時・内容

6月22日(火)
「くすりとたべもの」
薬剤師 木村健一氏

6月29日(火)
「最近の栄養学情報」
筑波大学教授 高橋徹三氏

◇利用対象者：区内にお住まい
で、保護者のもとから、会社、工
場、福祉作業所などへ通勤、通所
している精神薄弱者で、次のいず
れかに該当する方。

①保護者や家族の病氣、事故、
出産などにより、一時的に通勤、
通所が困難となる方

②冠婚葬祭などのため、保護者
や家族が不在となり、一時的に通
勤、通所が困難となる方

◇詳細：福祉課福祉係 ☎2626

心身障害者の方に 車いすをお貸しします

心身に障害があるために、歩行
が困難で、通院等のために一時的
に車いすを必要とする方に対し、
6月1日から、車いすの貸し出し
を始めました。

◇対象：区内にお住まいで、①身
体障害者手帳または愛の手帳をお
持ちの方 ②そのほか区長が特に
必要と認められた方

◇貸出し期間：6か月以内

◇費用：貸し出しは無料です。

◇詳細：老人福祉課 ☎2632

寝たきりのお年寄りに 「お見舞品」を お贈りします

長い間寝たきりのお年寄りの病
苦を慰め、生活意欲を高めていた
だくために、お見舞品をお贈りし
ます。

◇対象者：区内にお住まいの65歳
以上の方で、寝たきりの状態が3
か月以上続いている方。寝たきりに
は、全く寝たきりのほか、1日3
時間未満しか離床できない状態を
含みます。

◇申請方法：6月25日までに、直
接または電話で、よりの民生委
員または老人福祉課へ。老人福祉
手当を受給されている方には、申
請がなくてもお贈りします。

◇見舞品は、7月中旬にお届けし
ます。

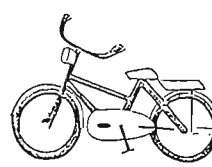
◇詳細：老人福祉課 ☎2632

自転車安全教室を開きませんか

最近、子供の自転車による事
故が多発しています。うちの子
に限ってそんな事はない——
でもちょっと待って
くださいお母さん。お
子さんたちは、整備さ
れた自転車にルールを
守って乗っていますか。

自転車は、事故にあ
うと被害をうけやすい
一方、曲がり角で一時
停止をしないなど自転
車側の原因による事故
も多く、各自がルールとマナー
を守ることが大切です。

区では、地域の皆さんに、整
備された自転車に安全に乗るた
めの「自転車安全教室」を開い
ていただくために、補助金の交
付(1団体あたり年2
回まで、1回につき5
千円)と、教材の貸出
しを行なっています。
ぜひ、PTA、町会、
子ども会などで、自転
車安全教室を開いてく
ださい。
なお補助金の申請は、
必ず教室を開く前にし
てください。



▽詳細：環境整備係 ☎2815
または、区内各警察署交通課へ。

家庭用のハカリを 無料で検査調整します

家庭で使用されている計量器の
精度を検査し、不良品は調整しま
す。会場へ直接お持ちください。
なお、10台ぐらいまともれば、
車で集配します。

◇対象：体温計、寒暖計、血圧計、
ヘルスメーター、キッチンスケー
ル、ベビースケール等の家庭用の
計量器。(時計型の温度計、商売
用のハカリは除きます)

◇日時：6月11日(金)午前10時
～午後4時

◇会場：東島区民集会所

◇主催：東京都計量協会、東京都
◇詳細：消費経済係 ☎2455

区内商店街の調査に ご協力ください

区では、大型店商業調整問題や
装飾灯の補助申請など、各種商工
政策推進の基礎資料とするため、
区内商店街の実態把握に努めてい
ます。

これまで、このような問題で区
と連絡をとったことのない商店街
は、経済課までご連絡ください。

◇詳細：公害課管理係 ☎2831

光化学スモッグに ご注意ください

これから夏にかけて、日差しが
強く風のない日は、光化学スモ
ッグが発生しやすくなります。

オキシダント濃度が0.1ppm以
上になると、光化学スモッグ注意
報が発令されます。

注意報が発令されると、出張所
保育園、児童館などに、たれ霧や
看板を出してお知らせします。テ
レビやラジオでも放送されます。

光化学スモッグが発生する主な
原因は、自動車の排気ガスです。

注意報が発令されたときは、自
動車はできるだけ使わないように
してください。

もし、目がチカチカする、のど
が痛いなど光化学スモッグによる
と思われる被害を受けたときは、
目を洗ったり、うがいをするなど
の手当てをし、保健所へ届け出る
ようお願いいたします。

◇詳細：公害課管理係 ☎2831

へ。



区民キャンプのつどい

夏休みの計画はもうたてましたか。ご家族やグループで、涼しい高原の中で楽しいキャンプをしてみてはいかがでしょう。

回	開設期間	定員
1	7月22日～7月24日	45名
2	7月24日～7月26日	90名
3	7月28日～7月30日	45名
4	7月30日～8月2日	45名
5	8月4日～8月6日	90名
6	8月6日～8月9日	45名
7	8月9日～8月11日	45名

◇場所：群馬県高崎恋村キャンプ場
◇申込み：6月26日から体育課窓口で受け付けます。
参加費など、詳細については、6月25日号の『広報としま』でお知らせします。

磐梯雄国沼ハイキングのつどい

◇詳細：体育係③485へ。
会津尾瀬と呼ばれる遼原「雄国沼」を探訪してみませんか。高山

初級キャンプリーダー講習会

◇対象：区内在住または在勤の18歳以上の方
◇受講料：無料(宿泊実習の交通費、食料費は各自負担)
◇申込み：6月24日までに体育係③485へ。

日 時	内 容	会 場
6月24日 午後6時30分	「キャンプとは何か?」基礎的知識の掌握	区民センター 裁縫室
6月25日 午後6時30分	資料に基づき、キャンプ時における問題点	区民センター 裁縫室
6月30日 午後6時30分	幕営技術およびキャンプ時の健康管理	区民センター 第3会議室
7月2日～4日	キャンプ時におけるレクリエーションの持ち方およびキャンプファイヤーの実習	名栗溪谷キャンプ場
7月7日 午後6時30分	実習を終了して感じた疑問点などの話し合い	区民センター 第5会議室

植物が皆さんを待っています。
◇期日：6月18日午後3時(現地集合)～20日午前10時(現地解散)
◇場所：猪苗代青少年センター
◇対象：区内在住または在勤の方(ハイキング程度の体力のある方)
◇定員：30名(先着順)
◇費用：5千円(このほか往復の交通費は自己負担となります)
◇申込み：6月12日までに費用を添えて社会教育課事業係窓口へ。
◇詳細：事業係③465へ。

環境週間のつどい

◇テーマ：海と生きもの(自然を大切に、水をきれいにしよう)
映画：『海との約束』
講演：日本海中公園センター
理事 猪野 峻氏
◇日時：6月8日(火)午後2時～4時
◇会場：区民センター文化ホール
◇後援：財団法人 日本環境協会
◇詳細：環境課庶務係②811へ。

簿記実務講座 無料

◇日時：7月2・7・9・12・14日
◇対象：区内在住または在勤の18歳以上の方
◇受講料：無料(宿泊実習の交通費、食料費は各自負担)
◇申込み：6月24日までに体育係③485へ。

区民家族清流釣教室

◇日時：6月20日(日)雨天のときは27日
◇場所：埼玉県 入間川
◇集合：午前7時50分に東上線霞が関駅前
◇対象：区内在住の小中学生とその家族(中学生だけのグループも参加できます)
◇参加費：130円(傷害保険料)
◇持ち物：昼食、水筒、雨具、ビク、仕かけ、エサ、ビニール袋、竿、帽子
◇申込み：参加費を添えて体育課窓口③485へ。電話の申込みも受け付けます。
◎一度納入した参加費は、返金しません。中学生だけのグループは保護者の承諾書が必要です。



●16・23・26・28・30日 午後6時～8時
◇会場：区民センター第2会議室
◇対象：区内中小企業の経営者および従業員(初心者)
◇定員：50名(先着順)
◇講師：税理士 藤井 正光氏
◇申込み：ハガキに、会社名、住所、受講者の氏名、電話番号を記入し、6月21日までに経済課商工係②452、または「〒170豊島区東池袋1-20の10区民センター内 東京商工会議所豊島支部(984-6464)」へどうぞ。

豊島わたぼうし 会員募集

第1回豊島わたぼうしコンサートは、障害をもつ人々が生きる証として書き綴った詩にメロディをつけて歌いました。
このコンサートをつくった人たちが集まり、豊島ボランティア連絡会のサークルとして、豊島わたぼうしをつくりました。

BBS運動に参加しませんか

この運動は、青少年を非行から守り、また、不幸にして非行に陥った青少年の立ち直りを助ける運動です。
現在の状況の中で、理解と協力のもとに、兄弟のように相談相手となり、よりよい人間関係、社会関係を築きあげていける方(概ね30歳以下の方)を希望しています。
◇詳細：豊島ボランティアコーナー内豊島BBS会③916へ。

少年サッカー教室

◇日時：6月6日(日)午前9時～正午(雨天中止)
◇会場：大塚中学校校庭
◇対象：小中学生
◇指導：豊島区サッカー協会
◇申込み：当日直接会場へ。
◇詳細：体育課管理係③481へ。

ドライバーの方は 特別講習へどうぞ

- 特別講習とは……
運転免許が1年以内に切れる方で都内に住んでいる方のために行う新しい講習制度です。
- 特別講習を受けた方は……
更新のとき、運転免許試験場で行う目の検査などを別にすれば、10分程度で更新手続きが完了します。
秋からは警察署(豊島区は板橋署)で更新ができます。
鯉洲や府中の試験場まで行かなくても済みますので、たいへん便利になります。
- 毎月第3土曜日の午後、区内3警察署で。
巢鴨署 午後3時～5時
池袋署 } 午後2時～4時
目白署 }
1年以内に運転免許が切れる方で、都内に住んでいる方はぜひどうぞ。
- あらかじめ電話でお申し込みを。
巢鴨署交通課 910～0110 (221)
池袋署 " 986～0110 (221)
目白署 " 987～0110 (31)



新しい電話帳をお届けしています

電話公社では、4月から6月にかけて、新しい『五十音別電話帳』と『職業別電話帳(産業編)』をお届けしています。
「届かない、欲しい、いらぬ」という場合には、「最寄りの電話局へご連絡ください。」
東京都清掃局から：
粗大ごみ等の処理手数料が改定されます
東京都清掃局では、事業活動に伴って排出される一般廃棄物および家庭から排出される粗大ごみについて、処理料金を7月1日から次のように改定します。
① 都で収集するときは、1日平均10キログラムを超える量を続けて排出する場合、または、1日に200キログラムを超える量を排出する場合は、それぞれ超える量1キログラムにつき現行15円が17円になります。
② 事業者が清掃施設へ直接ごみを持ち込む場合は、その全量について1キログラムにつき現行6円が6円50銭になります。
(建設省・自治省次官通告)

詳しくは、最寄りの清掃事務所(豊島清掃事務所984-9681)へお問い合わせください。
今後とも環境美化にご協力いただくとともに、ごみの減量化・再利用についてもご協力をお願いします。

文化祭を開催します
要町ことぶきの家
当日はどなたでも入場できますので、ご家族おそろいでお出かけください。
◇日時：6月12・13日 午前10時45分～午後3時
◇内容：作品展示、音楽会(長谷川ジュニアオーケストラ)、落語、舞台発表(民謡、舞踊、民謡、詩吟、ダンスなど)
◇詳細：959-2281へ。

教養講座 『科学と私達の暮らし』

◇日時：内容等：表のとおり
◇会場：老人福祉センター
◇定員：60名(先着順)
◇申込み：当館窓口、または電話で984-5896へ。

回	月 日	テ ー マ (内 容)	講 師
1	6月11日(金)	宇宙と人間	日経サイエンス編集部 片寄正史氏 副編集長
2	18日(金)	エネルギーと私達	日経サイエンス編集部 福田夏樹氏
3	25日(金)	長寿とライフサイエンス	日経サイエンス編集部 山口良臣氏

時間は、いずれも午前10時30分～11時45分です。